

最高裁判所判決の文体特徴の経年変化

矢野 信 (株式会社法学館法教育研究所) †

Temporal Change of Stylistic Features in the Judgment Documents of the Supreme Court of Japan

Makoto Yano (Japan Research Institute of Law Related Education, HOUGAKUKAN CO.,LTD.)

1. はじめに

最高裁判所の判決・決定は、法律の分野における書き言葉の中においてある種の代表的な位置付けを有していると考えられる。そのような性格を有する最高裁判所の判決文(最高裁判決¹)のうち、比較的最近のもの(特に平成年代のもの)は、接続詞の用法、言い回しのバリエーションなどの点において、ばらつきがかなり少ない、統制のとれた文体で書き表されているように感じられた(これは筆者の経験からくる実感である)。

本発表では、そのような現在の最高裁判決の文体特徴や、それがどの時期に成立したのかを明らかにすることを目的として、最高裁判決のデータを分析する。

2. 戦後の「判決文」の文体についての概観

2.1 最高裁判所の発足

明治憲法下での裁判所の判決文は、文語体であり、句読点なし、濁点のないカタカタ表記であった。これに対して、日本国憲法(新憲法)が施行された1947(昭和22)年に発足した最高裁判所の判決では、当初から、口語体・ひらがな・句読点あり・濁点ありの表記が用いられた。新憲法自体が口語体・ひらがなで表記されており、新憲法下での法令や公文書もすべてそれになった。判決書も同じであった。

なお、判決における理由の判示では当事者の主張(準備書面・上告理由など)を一部引用してから述べることがあるが、そのようにして引用される当事者の主張の部分には、最高裁発足後もしばらくの間は文語体・カタカナ表記が見られる。また、明治憲法下から存続している法令は、文語体・カタカナ表記のままであった²。そのような法令が判決中に引用された場合にも、文語体・カタカナ表記が部分的に見られることになる。

2.2 第一審判決の簡易化の動き

1990(平成2)年に、東京高裁・地裁、大阪高裁・地裁の民事判決書改善委員会が共同で、「民事判決書の新しい様式について」と題する提言を行った(東京高裁・地裁民事判決書改善委員会、他1990)。それまで判決書の作成が裁判官の負担となり充実した審理から逆行していたことへの反省³と、当事者が真に知りたいことに簡明に答える判決書を目指し、判決書様の抜本的な改革がなされた。これは、現在ではほぼ完全に普及している⁴。

† klagegrund@gmail.com

¹ 以下、特に断りのない限り、「最高裁判決」には「決定」も含むものとする。それらの関係については、矢野(2013)を参照。

² 現時点(2014年1月)においても、有効なものとして残っている文語体・カタカナ表記の法律が複数ある(手形法など)。

³ 審理よりも判決書の作成に心理的なウエイトが置かれ、不十分な審理のままで口頭弁論が終結し、判決書の起案の段階で初めて事案の吟味に入るといった悪循環が生じていたとされる(三宅1994)。

⁴ 同提言以前の様式(在来様式)による判決書が現在でもしばしば見られるが、それは、事件・法律問題の種類によっては在来様式による判決書の方が分かりやすい、という判断に基づくものと考えられる。

また、1991(平成3)年には、東京地裁・大阪地裁刑事判決書検討グループが刑事裁判の判決書の見直しについての提言を行い、刑事事件の判決についても、簡易化を目指す改革が行われた(東京地裁・大阪地裁刑事判決書検討グループ1991)。そこでは、古めかしい表現や長文を避けるなどの提案がなされている。

2.3 裁判員制度の施行

2009(平成21)年5月に施行された裁判員制度は、刑事裁判に国民の健全な社会常識を反映することを目的としたものである(司法制度改革審議会2001)。制度の施行に先立って、裁判員裁判における判決書の在り方について様々な検討が行われた。そのうち、司法研修所編(2009)では、①重要な争点にポイントを絞った平易・簡潔なものとする、②端的に検察官の主張する事実が立証されているかの理由・結論を示す、③結論を導いた実質的な理由が示されていることを要する、との3点を挙げた上で、従来の判決書に比べて圧倒的に短い判決書のサンプルを掲げている(A4で2~3ページ等)。

2.4 最高裁判所判決の文体との関係

前2項目はいずれも地方裁判所の判決文の文体についての変動要因であって、最高裁判所の文体に直接触れるものではないが、無関係ではないであろう(むしろ、実は先導的に変化していったという可能性も考えられる)。それらの点の解明につながる要素も含めて、最高裁判所の文体特徴を明らかにしていきたい。

3. 分析対象としたデータ

今回、分析に用いたデータは、最高裁判所ホームページの「最高裁判所判例集」⁵に収録されている最高裁判所判決・決定のPDFデータをテキストデータ化したものである。

年代の範囲は、1947(昭和22)~2012(平成24)年であり、全体で27,904件、33,947,691字、24,109,775語⁶である。このデータは、年によって収録件数・文字数にかなり大きなばらつきがあるが(詳細は矢野(2013))、今回は特に調整を行わず、全文を検索対象とした。

また、検索対象のデータは、すべて、法廷意見の部分と個別意見の部分に区分した。最高裁判所の判決では、各裁判官が個別に意見を述べるができるが(裁判所法11条)、そのようにして各裁判官が個別に述べた部分を個別意見⁷、それ以外の、裁判官全員として述べた部分を法廷意見という(多数意見ともいう)。多数意見部分は最高裁全体としての文章であるのに対し、個別意見部分は各裁判官が自由に述べるができるものであることから、前者に比べて後者は、文体特徴の統制が弱いことが想定される。このことから、あらかじめ両者を区分しておいた。なお、法廷意見部分が21,536,876語、個別意見部分が2,572,899語であった。

4. 分析1: 接続詞のバリエーションについて

4.1 意義・目的

文体特徴とは、文字・単語から文・段落・文章に至る文章の各要素に関する書き手の独

⁵ 紙媒体で刊行されている「最高裁判所民事判例集」,「最高裁判所刑事判例集」,「最高裁判所裁判集民事」,「最高裁判所裁判集刑事」に収録されている最高裁判所判決・決定の本文(個別意見を含む)部分がPDFで検索可能なデータベースである(矢野2013)。http://www.courts.go.jp/

⁶ 形態素解析器 MeCab, 形態素解析辞書 UniDic を用いて形態素解析(短単位)した結果の数から、感動詞, 記号, その他, フィラーを除いた数

⁷ 個別意見には、法廷意見(多数意見)と反対の結論とする「反対意見」,法廷意見を補足する「補足意見」,法廷意見と結論を同じだが理由が異なる「意見」の3種類がある。今回はその区別は行っていない。

特の構成パターンを指すとされる(金2009)。その要素には様々なものがあるが、今回は、接続詞のパターンに着目した。接続詞とは、文頭において、先行する文とのつながりを示す役割を果たすものである(益岡・田窪1992)。これは、先行する文との論理的関係を表すために用いることができる。判決における文章は、結論(判決の主文)に至る理由を、事件の事実関係を法律の条文(その解釈を含む。)に照らしたときの法的判断として論理的に説明していくものであることから、接続詞の用法が重要な意味を持つてくる。

法的判断の際に用いられる論理的関係のパターンは、おそらく一定の数に限られている。このことから、判決文に登場する接続詞は、一般に接続詞といわれるもののうちの一部に限られることが予想される(観点1)。また、同じ論理的関係を表すのに一般には複数の接続詞を使うことができる場合であっても、法的判断・司法判断の場面であるという要請から、どれか一通りの接続詞が専ら好んで用いられる(用いられるようになっていく)、ということがありそうである(観点2)。最後に、表記(漢字, 送り仮名)の上で複数のバリエーションがある接続詞であっても、いずれか一通りの表記がなされるということがあり得る(観点3)。このうち、観点2, 3は、文体の統制がとれていることと密接に関係すると考えられる(現段階では、統制が人為的なものであるか否かは区別しない)。

以上のような観点で、最高裁判決に登場する接続詞のバリエーションを見ていく。

4.2 検索方法

前記3のデータを、形態素解析器MeCab, 形態素解析辞書UniDicを用いて形態素解析した結果で、品詞「接続詞」となっている単語を単純に集計した。つまり、短単位の1語のレベルだけを対象としたため、接続詞相当句といわれるものは含まれていない。

4.3 結果1 接続詞の種類数の変化(全体)

5年ごとの区間(例えば1955年区間は1951~1955年を表す。ただし、1950年区間は1947(昭和22)年から、2015年区間は2012(平成24)年まで)に分けて、出現する接続詞の種類数の変化を示したのが図1である(法廷意見・個別意見に区分)。それぞれを、書字形レベルと原形レベルに分けて示した。

MeCabの辞書(初期状態)には接続詞として171語(書字形レベル)が登録されていることと比べると、全体的に、判決文で用いられる接続詞はかなり限られているといえそうである(観点1, 2)。

また、法廷意見においては、書字形レベルでの数が明らかに減少しているが、これは、表記の統一がとられていった経緯を想像させる(観点3に關係)。法廷意見では、原形レベルでの数も微かに減少傾向が見られる(観点2に關係)。

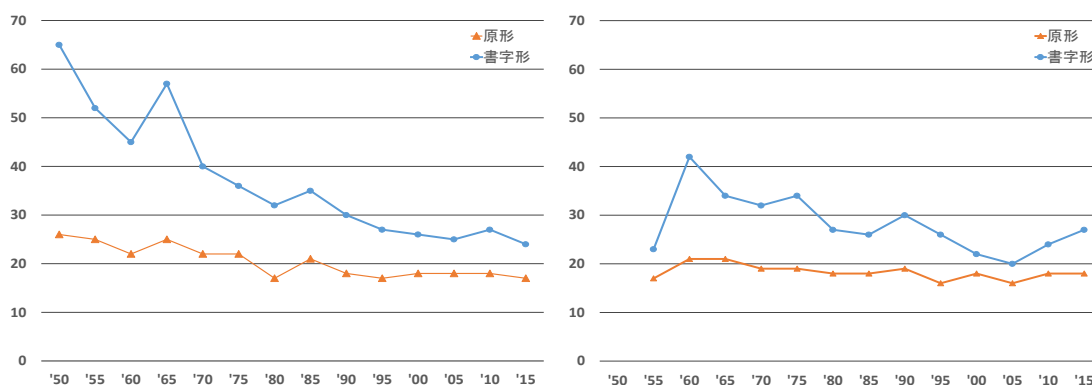


図1 使われている接続詞の種類数の変化(左:法廷意見, 右:個別意見)

一方、個別意見においては、減少傾向といえるものは見られなかったが、原形レベルで、用いられている接続詞の種類数は、法廷意見のそれとほぼ同じであるといえる（観点1）。

4.4 結果2 接続詞の比率

全区間を通じて、法廷意見ベースで、頻度の高い10種類を挙げたのが、表1である。なお、「種類」欄は、原形を同じくするものを包括し、その中で書字形の頻度が高いものをもってラベルとした。

この上位10種類で、使用される接続詞全個数の92.7%を占めており、最高裁判決で用いられる接続詞が、極めて限られていることが分かる（観点1, 2）。また、法令では頻繁に用いられる「若しくは」がここに含まれていない（同様に「並びに」も含まれないが、「並びに」は短単位2語に解析されていたため、ここでは検出されなかった。）。

表1 最高裁判決で使用される接続詞の比率 (%)

種類	又	及び	しかし	そして	かつ	ないし	なお	すなわち	されば	更に
比率	28.65	25.01	8.37	7.11	6.38	5.21	4.93	2.53	2.49	2.03

4.5 結果3 表記の移り変わり

代表的な接続詞について、表記の移り変わり（観点3）を示したのが、図3（次頁）である。これは、法廷意見部分のみを対象として、単純頻度をグラフ化したものである。なお、「又は」についてのみ、形態素解析結果の 接続詞：又 + 書字形：は／ハ の個数を数えたものである。

これを見ると、「更に／さらに」以外は、1980年区間頃にはほぼ、一通りの表記に収束していることが分かる。使われなくなった表記が比較的最近にもごく少数現れているのは、古い法令の引用である可能性がある（特に文語表現の場合）。これに対して、「更に／さらに」は、どちらが優位であるということもなく、また、歴史的に、多数派が入れ替わっているという意味で、極めて特殊な分布である。

「更に／さらに」を除けば、公文書における表記の統一が行われたのに合わせて、表記の統一が事実上行われていったという可能性が考えられる。

5. 分析2：「のだ文」の使用頻度の推移

5.1 意義・目的

文体特徴の分析のもう一つとして文末表現としての「のだ／のである」を取り上げる。いわゆる、「のだ文」とは、文末形式が「のだ」「のである」「んだ」「んです」などで終わる文の総称であり、この「のだ」とは、準体助詞「の」に判断の助動詞「だ」が付いたものであるとされる。そして、「のだ」は、一語化され、文末にくると、その文は「説明」「判断」「命令」などとして働く、という見方が一般的である(益岡・田窪1989)。

ここにいう、「説明」「判断」という語（語感）からすると、「のだ文」は、判決文に多く登場してもよさそうなものであるが、実際には（特に最近の最高裁判決には）あまり登場しない。その理由の考察につながる第一歩として、最高裁判決における「のだ文」の頻度、使われ方を見てみる。

5.2 検索方法

前記3のデータの法廷意見部分を、直接、全文検索した。具体的には、直前の一文字が「も」以外となる「のである。」を検索した（「ものである」は、別の表現になるため）。

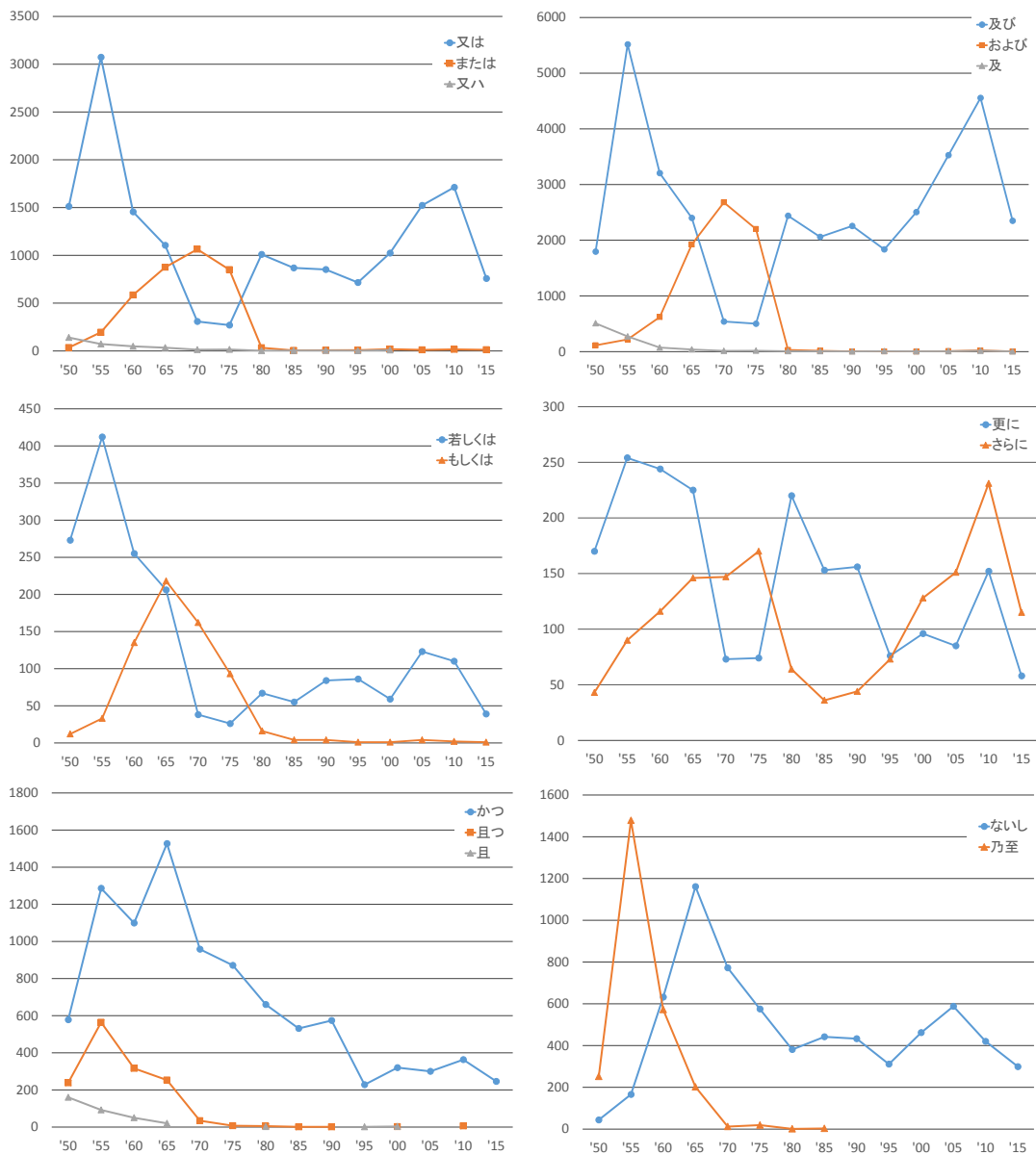


図2 各接続詞の表記の移り変わり (縦軸は頻度 (個数))

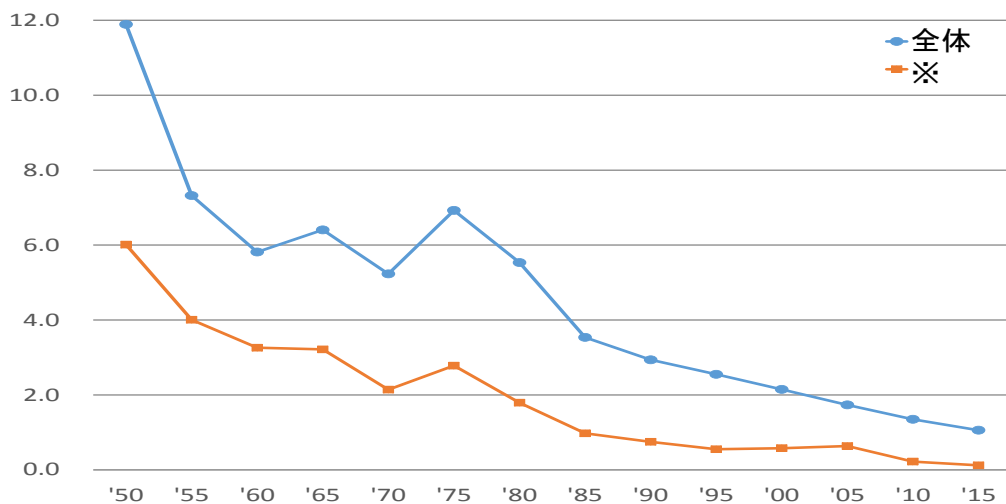


図3 「のである。」の10,000語当たりの頻度 (※は「というのである。」を除いたもの)

なお、判決文の文末はほとんどが「である。」形であり、「だ。」形が使われることは稀である(実際、対象データで「のだ。」を全文検索したが、ヒットしたのは8件のみであり、その全てがカギ括弧引用の内部(セリフ等)であった。)

5.3 結果

法廷意見部分のテキストを対象として、5年ごとの区間に分けて、10,000語当たりの「のである。」の数を示したのが図2(●印)である。これによれば、戦後すぐの頃はそれなりの数が使われていたものが、ほぼ一貫して減少していることが分かる。また、その中のかなりの割合は、「というのである。」という形であった。

最高裁判決で使われる「というのである。」は、最高裁自身の判断部分に先立って、高裁判決に対する弁護人の上告理由等の内容をまとめて「……というのである。」として提示する、という使われ方がほとんどであった。これは、最高裁自身による“説明”“判断”を述べているわけではないといえる。

そこで、図3には、出現形「というのである。」を除外したものを■印で示した。これによれば、1985年区間以降は1.0を下回っているが、これは、年間に100件近くある判決・決定(最高裁判例集に収録される件数)の中で数~十数か所といったオーダーである。

このことから、「のだ文」は最高裁判決ではほぼ“絶滅”したとあってよいと思われるが、これは、「のだ文」の持つ特殊な(主観的な)ニュアンスを嫌っていったと考えることができそうである(逆に戦後すぐの頃には多く見られた要因も併せて検討できれば興味深い。)

6. おわりに

今回は、最高裁判所の文体特徴の一つとして、接続詞のバリエーションと「のだ文」の頻度を見ていった。前者においては、一定の論理的関係を表すのに特定の表現・表記を用いるように統一化されていったという傾向が、後者においては、特殊なニュアンスを持つ「のだ文」が嫌われていったという傾向が見られた。今後、今回の結果をさらに深く分析するとともに、他の文体特徴についても調べていきたい。

文 献

- 金明哲(2009)「計量文献学」『計量国語学事典』朝倉書店, pp.238-248
司法研修所編(2009)『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』法曹会
司法制度改革審議会(2001)「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」
pp.102-108 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html> よりダウンロード可能)
東京高裁・地裁民事判決書改善委員会, 他(1990)「民事判決書の新しい様式について」判例
タイムズ, 5, pp4-35
東京地裁・大阪地裁刑事判決書検討グループ(1991)「刑事判決書の見直しについて(提言)」
判例タイムズ, 15, pp10-23
益岡隆志・田窪行測(1989)『日本語の文法の研究』くろしお出版
益岡隆志・田窪行則(1992)『基礎日本語文法』くろしお出版
三宅弘人(1994)「判決文の簡易化について」日本語学, 13, pp.71-79
矢野信(2013)「言語資料としての『判決文』の分析にまつわる問題点」, 第4回コーパス日本語学ワークショップ予稿集, pp.291-298
(<http://www.ninjal.ac.jp/event/specialists/project-meeting/m-2013/jclws04/> よりダウンロード可能)